

神戸学院大学機関リポジトリ運用指針

2021年4月1日 制定

(目的)

第1条 この指針は、神戸学院大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術研究成果等（以下「学術研究成果」という。）を、一元的に収集・蓄積・保存し、学内外へ電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究及び教育活動の発展に資するとともに、広く社会と学術の発展に貢献することを目的として、神戸学院大学機関リポジトリ（以下「本学機関リポジトリ」という。）の運用に係る事項を定めるものである。

(運用)

第2条 本学機関リポジトリの運用責任者は図書館長とし、運用は、学内各学部等・各部署との連携のもと、神戸学院大学図書館（以下「図書館」という。）が取りまとめて行う。

(登録対象者)

第3条 本学機関リポジトリに、学術研究成果を登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する教職員（常勤・非常勤を問わない）、学部学生、大学院生
- (2) 登録対象となる学術研究成果を作成した時点で、本学に在籍していた者
- (3) 本学から学位を授けられた者
- (4) その他、図書館長が認めた者

(登録対象物)

第4条 本学機関リポジトリに登録する学術研究成果は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学に関わる学術研究成果でいずれかに該当すること
 - イ 登録対象者が作成したもの
 - ロ 本学においてその主要な部分が作成されたもの
- (2) 電子ファイルで作成され、ネットワークを通じて配信できること
- (3) 知的財産権や著作権に係る法令を遵守していること
- (4) 公序良俗、社会通念上、又は情報セキュリティ上に問題がないこと

(登録された学術研究成果の利用)

第5条 図書館は、以下の方法によって本学機関リポジトリに登録された学術研究成果を利用できる。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、本学機関リポジトリを構築するサーバに格納する
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する
- (3) 保存・利用環境の保持及びセキュリティ確保のために必要な複製・媒体変換及びバックアップファイルの作成を行う
- (4) 図書館は、前各項に掲げる方法以外による利用は行わないものとする

（登録する学術研究成果の著作権と利用許諾）

第6条 登録を希望する学術研究成果の著作権が本学機関リポジトリへの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）のみに帰属している場合は、当該登録申請者は第5条に定める利用について無償で許諾する。

- 2 登録申請者以外の著作者又は著作権を有する者がいる場合には、あらかじめ登録申請者又は登録申請者の代理となる者が、登録申請者以外の著作者又は著作権を有する者に対して、第5条に定める利用について無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する者よりあらかじめ取得したのち手続きを行うものとする。なお、著作権を有する者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、この限りではない。
- 3 本学機関リポジトリに学術研究成果を登録、公開の許諾をすることによって、著作権は移転しない。

（学術研究成果の登録）

第7条 登録申請者は、第7条に定められている事項を遵守して、登録対象となる学術情報等について著作権帰属者の許諾が得られていることを確認の上、別紙「神戸学院大学機関リポジトリ登録申請書」を本学図書館長に提出する。

- 2 図書館は、登録申請者の許諾及び情報提供内容に基づき、学術研究成果をサーバに登録、保存し、ネットワークを通じて公開を行う。

（登録された学術研究成果の取り扱い）

第8条 図書館は、登録された学術研究成果等を適切な状態で保存する。保存期間については、本学機関リポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

（登録された学術研究成果の改変及び削除）

第9条 本学機関リポジトリに登録した学術研究成果の削除については、以下の場合に認めることとする。

- (1) 登録申請者が理由を付して学術研究成果の改変及び削除を申請したもの
- (2) 図書館長が、本学機関リポジトリに登録する上で不適切と判断したもの

(免責事項)

第10条 本学は、提供された学術研究成果について、その内容に関し、一切の責任を負わない。

2 本学は、本学機関リポジトリから公開された著作物を利用することによって生じたいかなる損害及び不利益について、一切の責任を負わない。

(事務)

第11条 この指針に関する事務は、図書館グループが取り扱う。

(その他)

第12条 この指針に定めのない事項については、必要に応じて、登録申請者、関係部署及び図書館が協議して定めるものとする。

(改廃)

第13条 この指針の改廃は図書館運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この指針は、2021年4月1日から施行する。